

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑波銀行
代表者名 取締役頭取 木村興三
(コード番号 8338、東証第一部)
問合せ先 上席執行役員総合企画部長
木城 洋
(TEL. 029 - 859 - 8111)

金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討の開始について

この度の「東日本大震災」に際し、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます）」に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」といいます）に向けた検討を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 公的資金の申請に向けた検討を開始する目的

平成 22 年 3 月 1 日の旧関東つくば銀行と旧茨城銀行の合併により、筑波銀行が誕生して 1 年が経過いたしました。お蔭様でシステム統合、店舗の統合、人事交流等ほぼ計画どおり実施することができ、また、合併後の実質的に最初の決算となる平成 23 年 3 月期は、当初予想を上回る利益計上が見込まれるなど順調に推移しており、今後さらなる合併効果を実現してまいり所存です。

当行の自己資本は、合併時における「企業結合会計基準」による会計処理により減少はいたしました。平成 22 年 12 月末における自己資本比率は連結ベースで 8%台を確保しており、国内基準に求められている 4%を大幅に上回っており、十分な健全性を確保しております。

しかしながら、地域の中小企業等のお客様への、安定的かつ円滑な資金供給機能をこれまで以上に積極的に果たしていくためには、さらなる資本増強と資本の質の向上を図り、財務基盤を一層強固なものにする必要があります。

特に、この度の震災において、被災された中小企業等のお客様や、間接的に損害を被ったお客様に対し、十分な金融仲介機能を果たし、大震災復興に向けた取組みに対する支援を積極的に行っていくことが、地域金融機関の使命と認識しております。また、この度の震災と福島原発問題については、今なお余震が続く状況において今後の不安要素もあり、さらなる経済の後退も懸念されることから、有事に備えた万全な自己資本態勢を早急に整えておく必要もあります。

以上のことを目的として、金融機能強化法の趣旨を踏まえ、同法資金の申請に向けた検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金の払込み時期、その他の内容につきましては、今後検討してまいります。

以上